

委員会提出議案第5号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月19日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

議会運営委員長 小川 尚 一

提案理由

南相馬市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例により、令和元年11月1日から南相馬市立小高病院が廃止となることから、文教福祉常任委員会の所管を改めるため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後			改正前		
(常任委員会の所属等)			(常任委員会の所属等)		
第2条 【略】			第2条 【略】		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
【略】			【略】		
文教福祉 常任委員 会	7人	健康福祉部、こども未来部、 <u>教育委員会及び総合病院の所管に属する事項</u>	文教福祉 常任委員 会	7人	健康福祉部、こども未来部、 <u>教育委員会、総合病院及び小高病院の所管に属する事項</u>
【略】			【略】		

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。